

# 「憲法カフェ」in 平和連絡会

開催報告

講師  
宋惠燕さん



日時 2月2日(月) 13:30~15:25  
会場 東京都生協連 北新宿事務所7階会議室  
講師 宋惠燕(そんへよん)さん (弁護士)  
明日の自由を守る若手弁護士の会  
武蔵小杉合同法律事務所・日本弁護士連合会所属  
参加 6生協 22人  
主催 東京都生協連平和活動担当者連絡会

## 憲法カフェって何？

講師の宋弁護士と先に予定していた武井弁護士ら3名で始めた憲法学習形態。憲法を堅苦しく難しいものでなく身近なものとして、気軽にお茶でも飲みながら語り合おうという趣旨で提唱している。今は各地に広まり開催されている。

自民党の憲法改定草案が提示されてから3年近く、この間特定秘密保護法の成立や、憲法解釈による集団的自衛権行使容認など憲法をめぐる状況はさらに不安なものになっています。

平和活動担当者連絡会では各生協の組合員リーダーと職員を中心に昨年度の学習会に引き続き、今年度は憲法カフェという形で明日の自由を守る若手弁護士の会より講師をお招きし、憲法について学び考える場を持ちました。

当日、当初予定していた武井由起子弁護士から宋惠燕弁護士に講師が変更になりましたが、クイズや紙芝居なども交え、権力を縛る憲法の本質と立憲主義について改めて学び、改定草案の意味するところをかみ砕いてお話していただき、質問にも答えていただきました。

このような形式は敷居が低く地域でも呼びかけやすいと好評で、憲法について知り、考え、語り合う機会をつくるきっかけになれた会でした。

## 宋弁護士のお話より

### 立憲主義とは？

個人の権利・自由を守るために憲法によって国家権力に歯止め・抑制をかけるという考え方。憲法は国家権力に対するものであり、国民に対して向けられるルールではない。

### 自民党草案から見えること

改定草案の特徴

- 立憲主義 から 非立憲主義へ
- 平和主義 から 戦争ができる国へ
- 国民主権 から 国民主権の後退、天皇の元首化
- 人権保障重視 から 人権規定の弱体化、国民の義務拡大
- 「公益」・「公の秩序」

現行憲法では「公共の福祉」とされ、人権が制約されるのは他の個人の人権を守る場合のみでその衝突を調整する原理を表したが、草案では『自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序反してはならない』とされ、「公益及び公の秩序」のもと人権、表現の自由、緊急事態などさまざまな制限ができるとした。

### 表現の自由の弱体化

表現の自由が一度侵害されると回復するのが困難であり、さらに委縮効果が大きくなる。

### 個から全体へ

教育は子どもの未来のためから国の未来のために。個人単位から家族単位重視へ。個人の尊厳尊重から全体主義へ。

## 質疑応答より

- Q. 憲法改正はどのようにすすめられるのか？
- A. 段階的に行うだろう。9条はあと回しとなり、理解されやすいところから手をつけ、改正に慣らせていくと思われる。
- Q. 特定秘密保護法については違憲立法審査権の発動はできないか。
- A. 今は法律だけで事件が起きていないので発動できない。今後でも反対の世論が強くなればこの法律を死文化させることはできる。

## 私たちにできることは

- \*話し合いの土壌を作ろう！
  - \*地域や学校などでも話題にしよう！
  - \*報道へのメッセージを送ろう！
- (批判だけでなく良い報道には良かったとの意見を寄せることも大切。)

## 感想より

- 公益ということばに騙されていたことに気づいた。
- ことばの裏側を知ることができた。
- 知らないことが多いので行動に結びつかないのだと理解した。